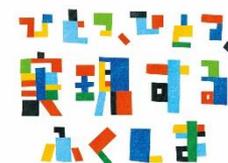


福島県河川審議会概要

令和7年1月17日
福島県



1 福島県の河川の概況

1 福島県の河川の概況

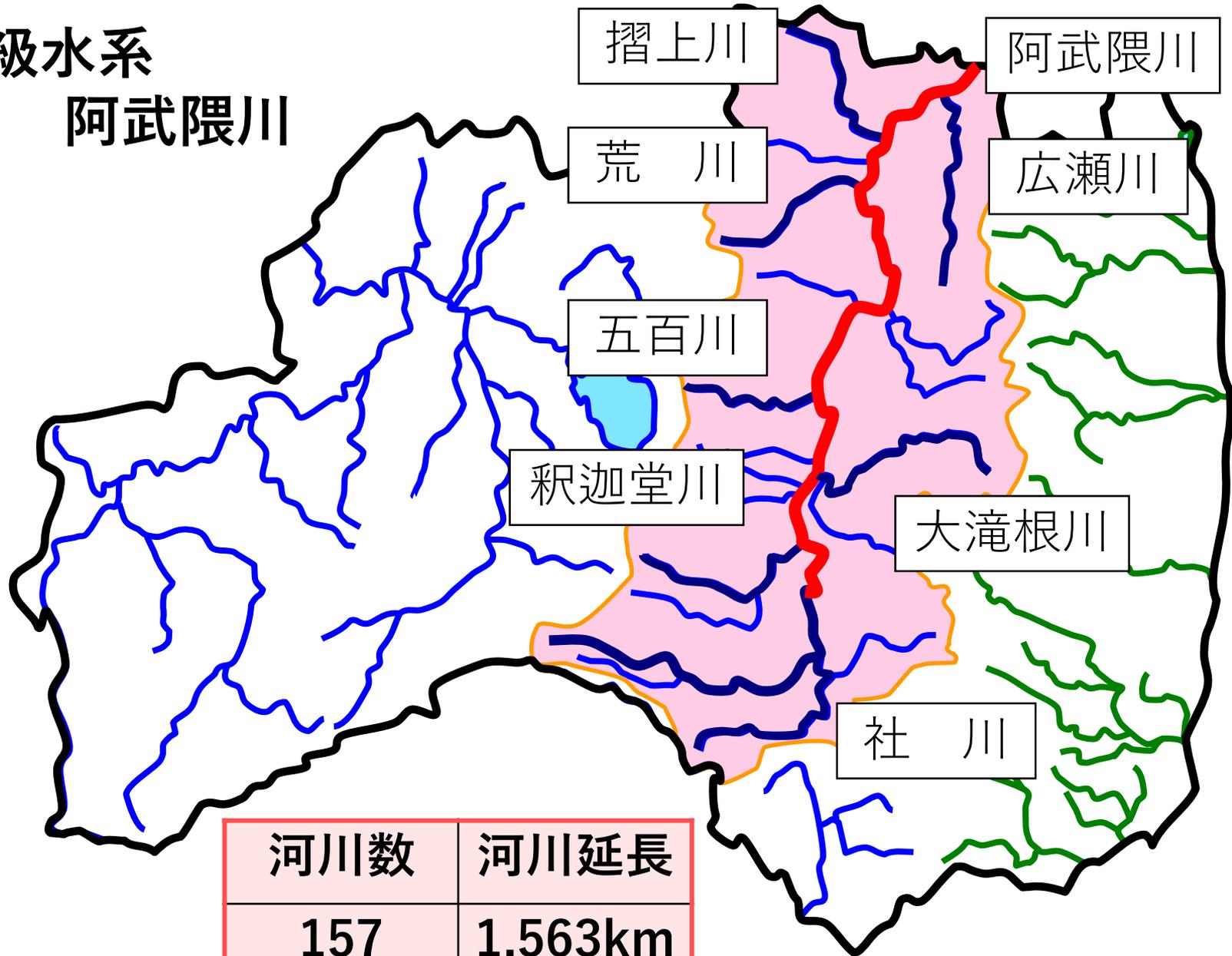
一級水系 4 水系
二級水系 36 水系



河川数	河川延長
502	4,868km

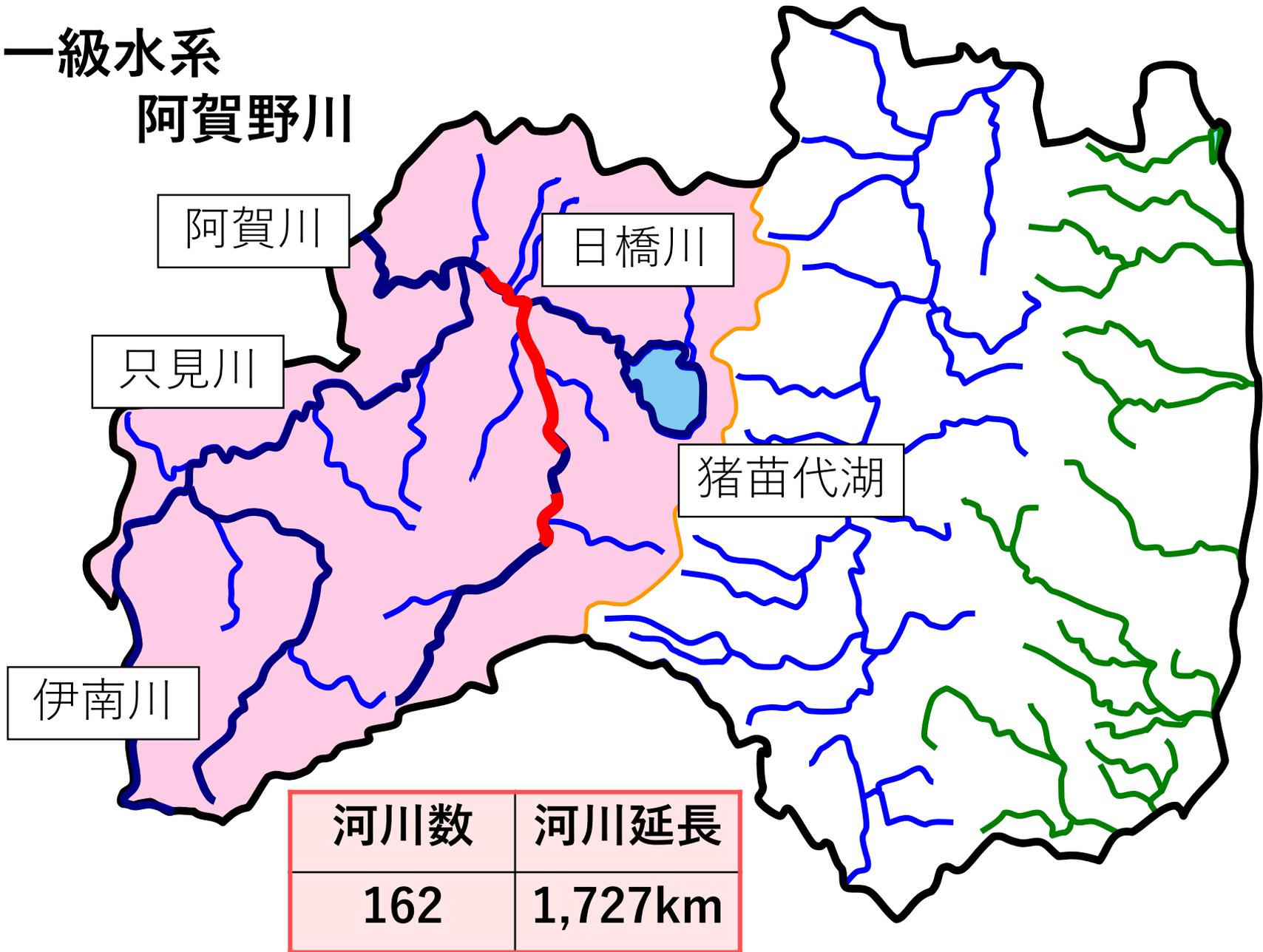
※河川延長は全国第4位（準用河川を含めると第3位）

一級水系 阿武隈川



河川数	河川延長
157	1,563km

一級水系 阿賀野川



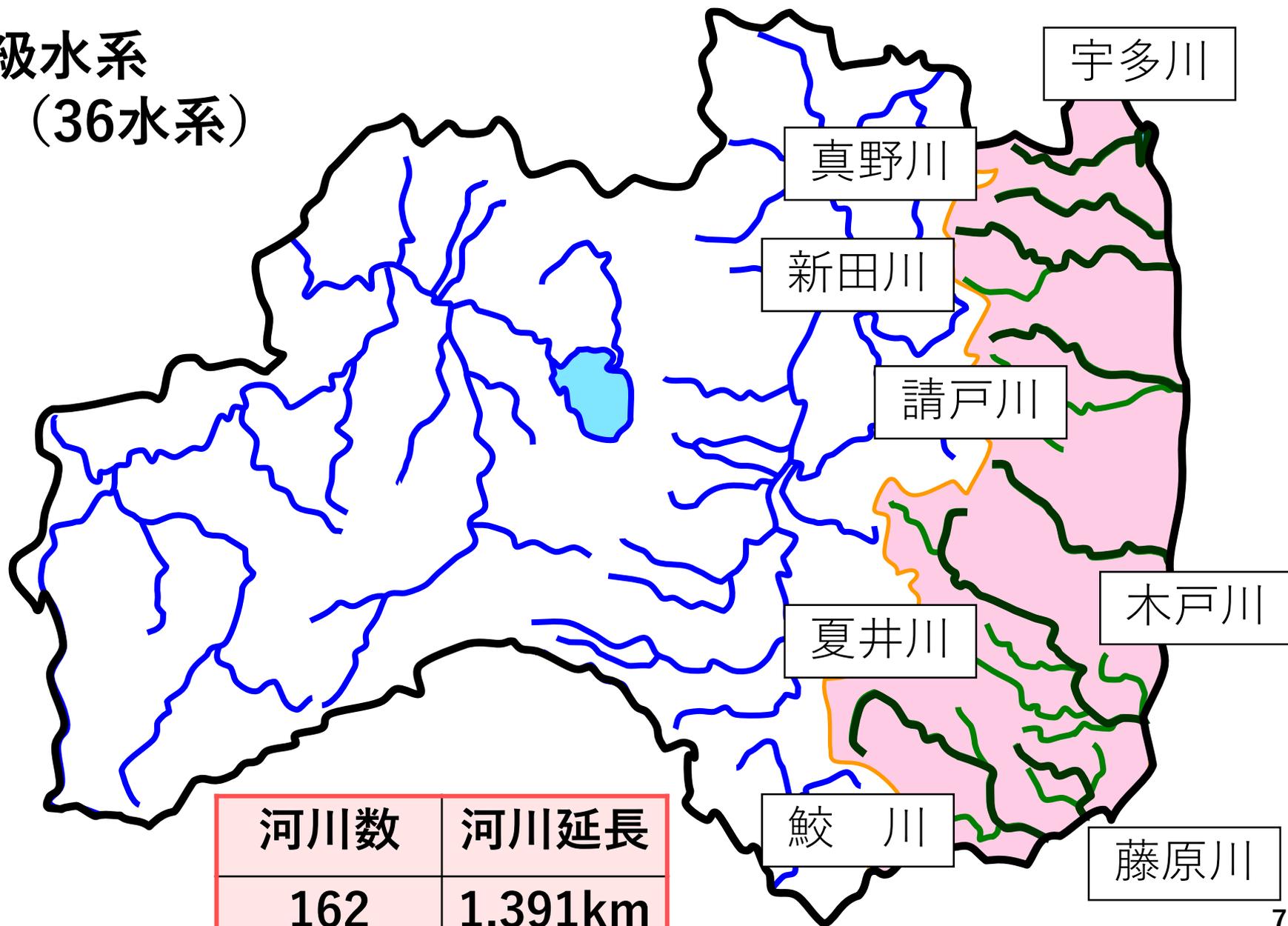
一級水系 久慈川



一級水系 那珂川



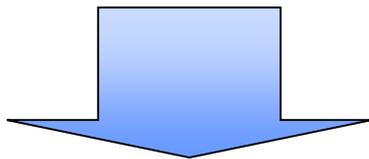
二級水系 (36水系)



2 福島県河川審議会の概要

平成 8 年度

河川法第86条第1項の規定に基づき
条例を施行し「福島県河川審議会」を設置



- ・ 以後、令和 5 年度までに、計27回の審議会を開催。

1) 条例第2条第1項に関すること

審議会は、知事の^{しもん}諮問に応じ、二級河川に関する重要事項を調査審議する。※

【審議する重要事項の例】

- ・ 河川法第10条
二級河川の指定並びにその変更及び廃止
- ・ 河川法第16条
二級水系の河川整備基本方針の策定・変更に関する事項

※一級河川は国の社会資本整備審議会で諮られる。

2) 条例第2条第2項に関すること

審議会は、知事の求めに応じ、県内の区域内に存する河川に関する重要事項について知事に意見を述べることができる。

3) その他

審議事項以外にも河川等の課題について、適宜報告し、委員からの意見を参考に河川行政の更なる充実を図ってきた。

●報告事項（例）

第27回 福島県河川審議会報告事項（令和5年度）

- （1）阿武隈川の流域治水に係る県の取組について
- （2）台風13号による県内の被害状況等について
- （3）福島県緊急水災害対策プロジェクトの進捗状況について